

厚生委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成30年3月19日（月曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前11時15分
再 開	午前11時19分
休 憩	午後 0時37分
再 開	午後 1時39分
散 会	午後 3時 3分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	堀 江 かず代
副委員長	舎 川 智 也
委 員	久 保 大 憲
//	松 井 邦 人
//	木 下 章 広
//	江 西 照 康
//	島 隆 之
//	村 石 篤
//	鋪 田 博 紀
//	有 澤 守

4 欠席議員 0人

5 説明のため出席した者

【福祉保健部】

福祉保健部長	西田 政司
福祉保健部理事（保健所長）	元井 勇
福祉保健部次長	作田 正樹
福祉保健部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉担当）	山口 忠司
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	高野 聡
社会福祉課長	関野 孝俊
指導監査課長	茶木 聖一
障害福祉課長	中島 眞由美
生活支援課長	宮前 仁
長寿福祉課長	清水 裕樹
介護保険課長	長 康博
保険年金課長	笠間 信行
保健所次長（参事）	瀧波 賢治
保健所地域健康課長	石井 達也
保健所保健予防課長	宮崎 英明
保健所生活衛生課長	野村 勉
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	梅田 一好
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	境野 章
ねんりんピック推進室	小善 誠
看護専門学校事務長	高田 英俊
社会福祉課主幹（調整担当）	原 雅博

【こども家庭部】

こども家庭部長	中村 正美
こども家庭部次長	浅野 朋之
こども支援課長	中田 俊彦
こども福祉課長	古川 安代
こども育成健康課長	石倉 善子
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	高野 聡
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	久郷 元幸
大山行政サービスセンター地域福祉課長	木下 裕功
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	梅田 一好
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	境野 章
こども支援課主幹（調整担当）	長崎 秀樹

【市民生活部】

市民生活部長	田中 齊
市民生活部次長	大森 典明
市民生活部次長（生活安全交通・防災危機管理担当）	牧野 和彦
大沢野行政サービスセンター所長	山本 貴英
大山行政サービスセンター所長	森井 正秀
八尾行政サービスセンター所長	江尻 覚
婦中行政サービスセンター所長	保井 秀夫
細入中核型地区センター所長	大下 勝
参事（山田中核型地区センター所長）	野上 健
参事（スポーツ振興・施設リノベーション担当）	蔵堀 茂博
市民生活相談課長	舟崎 文彦
市民課長	毛呂 知昭
生活安全交通課長	若松 潤
男女参画・市民協働課長	広瀬 圭一
スポーツ健康課長	石黒 健一
消費生活センター所長	岡本 繁信
市民生活相談課主幹（調整担当）	秋 俊浩

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主任	桂川 卓也

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る

…許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第1号 平成30年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第3条債務負担行為中、福祉保健部所管分、

議案第5号 平成30年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算、

議案第6号 平成30年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算、

議案第7号 平成30年度富山市介護保険事業特別会計予算、

議案第8号 平成30年度富山市国民健康保険事業特別会計予算、

議案第26号 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第27号 富山市指定障害者支援施設の
人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第28号 富山市障害福祉サービス事業
の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定の件、
議案第29号 富山市養護老人ホームの設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定の件、
議案第30号 富山市軽費老人ホームの設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例制定の件、
議案第31号 富山市特別養護老人ホームの
設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定の件、
議案第32号 富山市手数料条例の一部を改
正する条例制定の件、
議案第33号 富山市介護保険条例の一部を
改正する条例制定の件、
議案第34号 富山市指定居宅サービス等の
事業の人員、設備及び運営に関する基準等
を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第35号 富山市指定地域密着型サー
ビスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準等を定める条例の一部を改正する条例制定の

件、

議案第36号 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第37号 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第38号 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第39号 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第40号 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第41号 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第42号 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第43号 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件、
議案第44号 富山市国民健康保険事業基金条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第45号 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第46号 富山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
以上26件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

社会福祉課長 〔議案第1号中
更生保護施設「富山養得園」の全面改装について、
富山市地域福祉計画の策定について、
健康長寿コンシェルジュ・サービス事業について、
議案説明資料により説明〕

指導監査課長 〔議案第1号中

社会福祉法人会計指導事務支援業務について、
議案説明資料により説明]

障害福祉課長 〔議案第1号中
地域共生社会推進モデル事業について、
富山市障害者福祉プラザ管理運営費について、
議案書及び議案説明資料により説明]

長寿福祉課長 〔議案第1号中
ICT活用認知症高齢者検索支援事業費につ
いて、
議案説明資料により説明]

介護保険課長 〔議案第1号中
介護人材確保・介護離職ゼロ啓発推進事業に
ついて、
議案説明資料により説明]

保健所地域健康課長 〔議案第1号中
歯周疾患・口腔がん検診について、
議案説明資料により説明]

ねんりんピック推進室長 〔議案第1号中
ねんりんピック開催事業について、
議案説明資料により説明]

保険年金課長 〔議案第5号について、
議案第8号について、
議案書により説明〕

まちなか総合ケア
センター所長 〔議案第6号について、
議案書により説明〕

介護保険課長 〔議案第7号中
富山市介護保険事業特別会計予算について、
議案書により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第7号中
閉じこもり発見・誘い出しモデル事業（地域
介護予防推進事業費）について、
基準緩和型訪問サービスモデル事業費、基準
緩和型通所サービスモデル事業費について、
議案説明資料により説明〕

障害福祉課長 〔議案第26号について、
議案第27号について、
議案第28号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

長寿福祉課長 〔議案第29号について、
議案第30号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

福祉保健部次長 〔議案第32号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

介護保険課長 〔議案第31号について、
議案第33号について、
議案第34号について、
議案第35号について、
議案第36号について、
議案第37号について、
議案第38号について、
議案第39号について、
議案第40号について、
議案第41号について、
議案第42号について、
議案第43号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

保険年金課長 〔議案第44号について、
議案第45号について、
議案第46号について、
議案書及び議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鋪田委員 議案説明資料7ページの社会福祉法人会計指

導事務支援業務について、対象は57法人というお話がありましたが、例えば富山市社会福祉協議会だとか、もう少し具体的に教えてください。

指導監査課長 委員の御質問にもありましたけれども、富山市社会福祉協議会も対象に含まれておりますし、社会福祉施設などを運営している社会福祉法人や幼保連携型認定こども園を運営されている社会福祉法人などが対象となります。

鋪田委員 市社会福祉協議会も定款を変えたり、組織変更や会計基準等の見直しもされてきたわけですが、この業務を新規で立ち上げる背景について、もう少し詳しく御説明いただけますか。

指導監査課長 平成29年度から改正社会福祉法が施行されて、社会福祉法人の運営のあり方や透明性の確保といった法人の責務などの部分が強化されました。それに伴って、今ほどおっしゃった組織の改正など、あるいは会計のあり方や監事の役割といったものが変わりました。とりわけ社会福祉法人会計基準が省令になったという強化もあったことから、私どもの会計業務の指導監督についても、より質の高い指導を行いたいということから、予算を願

いしているところであります。

久保委員 議案概要書50ページのがん検診事業費についてお伺いします。先日の一般質問の中でも高田 真里議員からがん検診の受診率向上についての質問がありました。来年度当初予算が今年度と比べると多少減っておりますが、減っている理由について教えてください。

保健所地域健康課長 がん検診については、平成27年度、平成28年度に芸能人をはじめとした有名な方ががんの報道が相次いだ年でありました。このことが世間では非常に関心を呼びまして、平成27年度、平成28年度はかなりたくさんの方が検診を受診されました。平成29年度もその流れが続くのかなと見守っておりましたが、検診が浸透したという状況までにはならなかったということから、いま一度実績に即した金額をはじめき出したものでございます。

久保委員 今の話ですと、平成27年度、平成28年度に有名な方ががんの報道がなされて、平成29年度予算は約6億1,100万円でした。平成30年度予算は5億8,490万円に下がっていますが、その下がっている理由は実績に即してという理解になるのでしょうか。

保健所地域健康課長 平成29年度の実績を見込んだときに、この予算額が適切だと判断しております。

久保委員 がん検診については県の目標値も未達のままですときています。予算を下げるということですので、費用対効果一より効果的にがん検診の啓発をしていただかないと、予算も下がって検診の受診率も下がるということになると、これは大変な問題だと思います。適正な予算ということですので、受診率向上に向けてしっかりとやっていただきたいと思います。

村石委員 議案説明資料8ページの地域共生社会推進モデル事業について確認します。事業内容に、育児・介護・障害・貧困ということが挙げられています。具体的に言うと、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づいた業務もこの中に含まれているというぐあいに解釈してよろしいのでしょうか。

障害福祉課長 事務そのものをすぐにこの事業の中で展開していくということではなくて、生活困窮者や生活保護受給者など複雑な課題を抱えた方々の総合的な相談にに応じていくということです。

村石委員 あくまで相談窓口として、生活困窮者の皆さんの相談に乗って、その橋渡しをするというような捉え方でよろしいのでしょうか。

障害福祉課長 この事業では1つの課題で御相談にお見えになる方もいらっしゃると思います。日本のいろいろな制度は基本的には縦割りになっておりますが、それぞれの制度の中で最初に訪れた窓口で解決する方が多いと思います。ただ、実際に最近目立ってきたのは、例えばDV被害者であり、生活困窮者であり、障害もおありだとか、そういう3つや4つの分野にまたがっている方々の相談であることから、必要な関係機関と連携して解決を図っていくという趣旨のものです。もし1つのテーマだけでお見えになっても、当然きちんとお聞きして担当のところにおつなぎいたします。

村石委員 障害福祉課長が言われるように、幾つものテーマに該当して困っている市民の方が実際におられますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、地域力強化推進事業についてです。これも本当に重要な課題だと思いますが、例えば地域力強化推進事業を先進的にやっている自治体として南砺市がマスコミによく取り上

げられたりしているのですが、富山市が今考えている内容は南砺市で実施されている事業と似ているのでしょうか。

障害福祉課長 似ているかと言われれば似ているのかもしれませんが。議案説明資料に事業内容が3つほど書いてございますけれども、上の2つは全市的に取り組んでいくようなテーマだと考えております。一番下の事業はモデル地域を選定して、その地域の方々が自分たち、また地域の課題として取り組もうと思われていることからやっていただくという考え方にしております。例えば、障害者の方々に防災訓練に参加していただくというテーマを取り上げるところもあると思いますし、子育て中のママたちの問題を取り上げるところもあると思いますが、テーマの選定はモデル地域で行います。初年度につきましては、地域の方々が地域共生のことを知っていただく元年みたいな年だというふうに考えておりますので、本格的な地域活動というのは次年度以降になるのかなと思っております。地域共生については、さまざまな自治体が国の事業を使って実施している部分がありますので、そういうところの事例なども参考にしながら、よりよい形を地域の方と一緒に考えていきたいと思っております。

す。

村石委員 よくわかりました。モデル事業をすることについて、関係者やいろいろな団体の方とも話し合っていくために検討を行う会議を開催すると記載されています。そのときに大事になるのは、いわゆるファシリテーター—会議を開催して皆さんのいろいろな意見を聞いて、それをまとめて、そして次の課題を解決していく、そういう方が必要だと思うのですが、それについてはどのように考えておられるのでしょうか。

障害福祉課長 委員がおっしゃるとおり、地域の中でどなたがリーダーシップを持って調整をされて、ファシリテーターの役を担われるのかということも重要な課題だと思っています。地域の団体も縦割りの部分がございますので、その縦割りをまず横串でつなぐことから始まると思っています。地域力強化推進事業ではございませんが、包括的支援体制構築事業の中で人材育成というものを考えておりますので、プログラムの中にもそのような要素を入れていこうと考えております。

村石委員 今言われたように、地域にいる「人」の資源

を発掘する、活用するということは大事なのですが、それに関わる市の職員との連携についてはどのように考えておられるのでしょうか。

障害福祉課長 地域力強化推進事業につきましては、モデル地域を選定したいと思っておりますが、モデル地域のエリアは全市で展開させるということではなくて、最初は3つの保健福祉センターエリアの中から選定したいと考えています。保健福祉センターエリアの担当保健師や庁内のいろいろな担当課、また市の職員ではございませんがその地域を担当している市社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した形での展開を考えております。

木下委員 村石委員が質問された事業と同じく、議案説明資料8ページについてです。新規事業ということで読ませていただいて、非常にいい内容だと感じましたので、ぜひとも実効性のあるもの、効果のあるものにしていただきたいと思います。まず、包括的支援体制構築事業の包括的相談窓口の設置について、どこに設置されるのかをお聞かせください。

障害福祉課長 この窓口につきましては、3つの保健福祉セ

ンターに設置したいと思っています。3つの保健福祉センターとしては中央保健福祉センター、北保健福祉センター、南保健福祉センターを考えております。

木下委員 次の項目なのですが、保健、医療、福祉、教育、雇用等の関係機関・団体で構成する「我が事・丸ごと研究会」の設置についてです。これは分野横断型で連携関係を築くのに非常にいい取組みだと思ったのですが、具体的な内容をお聞かせいただければと思います。

障害福祉課長 関係団体及び学識者からなる「我が事・丸ごと研究会」というものを20人ほどのメンバーで設置いたしまして、全員が集まる会議を年に2回ほど開催したいと考えています。市が実施している各課の事業などを資料のやり取りなどで知っていただきながら、共通する事業―連携するものや統合するものがあると思いますが、会議ではそのようなことについても話し合ったり、複合的で複雑な課題をどうやって解決していけばいいのか、その体制などについても御意見をいただきたいと考えております。

木下委員 ぜひいい取組みにしていいただきたいと思いま

す。

もう1つお聞きしたいのですが、議案説明資料13ページの介護人材確保・介護離職ゼロ啓発推進事業について、事業目的に書いてある内容を読ませていただいて共感しております。介護人材の確保が必須となっており、社会問題になっている介護離職をとめなければなりません。事業内容に、介護人材確保及び介護離職ゼロの実現に向けて介護事業所等を対象にセミナーを開催していくと記載してあります。私もこの仕事についてからいろいろなセミナーに参加させていただいたのですが、セミナーによって参加する方への内容の入り方、浸透の仕方が違うような気がします。最近教育の現場でアクティブラーニングということも言われていますが、話を一方的に聞くのではなくて、参加型—お互いに意見交換をして、より身に入ってくるようなものにしていただきたいと思っています。今の時点で具体的な内容や回数、また講師は誰をお呼びするのかなどをお聞かせいただけたらと思います。

介護保険課長 委員がおっしゃるように、人材確保につきましては行政の側面からの支援も重要でございます。個々の事業者が職場の魅力を高める

ために内容を充実させたセミナーをやっていく必要があると考えております。最終的には事業者が職場の魅力を高めていって、みずからそのPRを行って人材を確保していくものだというふうに考えております。そうした中で、予算が120万円であることからセミナーの開催回数につきましては、5回程度を予定してございます。講師の方については、介護労働安定センターという国の外郭団体がございまして、そちらと連携していきたいと思っております。なるべく定評のあるコンサルタントを招いてセミナーを行って、人材確保につなげていただきたいと思いますと考えております。

木下委員 参加した方が聞いてよかったと思えるような内容のセミナーにさせていただいて、狙ったとおりの効果をあげていただきたいと思います。

鋪田委員 長寿福祉課長にお尋ねしたいと思います。介護保険事業特別会計の閉じこもり発見・誘い出しモデル事業については、拡充ということでもあります。以前の厚生委員会でも、各地域でいろいろな介護や介護予防、あるいは高齢者対策というものを担い手としてやっていただく際に、例えば県のケアネットの関係であるとか類似するいろいろな事業を見直してい

く必要があるのではないかといったお話をしました。そのときにはそういったことも検討していきたいという話でありました。こういった事業は連続性があるって全部がつながっていることだと思うのですが、それを整理しながらやっていかないと地域もなかなか大変だなというところがあります。今回の拡充に当たってはその辺は検討されたのでしょうか。

長寿福祉課長

前回、鋪田委員から御意見をいただきました件につきましては、来年度の生活支援体制整備事業の第2層の各地域での会議で整理させていただきたいと考えております。今回の閉じこもり発見・誘い出し事業は内容的には新しい事業になってまいりますが、先ほども言いましたように、各地域包括支援センターで閉じこもり予防情報交換会というものを行っております。この情報交換会では、地域の方—民生委員や地域の役員の方が集まられまして、どこどこにこういう方がおられますという情報交換をするだけで今は終わっています。今回この事業におきましては、情報交換からその先に進んで、各地域で誘い出しまで取り組んでいていただきたいと考えており、既存の取組みを一步進めたような形で実施してまいりたいというふうに考えております。委

員のおっしゃった既存の整理とは少し別のところで今回は検討させていただいております。今ほど申しましたように、地域での取組みの整理につきましては、来年度に取り組みたいと思っております。

木下委員 議案説明資料5ページの富山市地域福祉計画の策定について、計画期間は5年間ということです。この計画を策定されてそれに基づいて地域共生社会の実現の取組みを推進することなので、非常に大切な計画をつくられると理解しました。市の皆さんはこういったさまざまな大きな計画をつくることになっておられると思うのですけれども、策定スケジュール（案）の市民意識調査について、どのように行われるのか、調査人数はどれくらいの予定なのか、お聞かせください。

社会福祉課長 市民意識調査につきましては、20代から70代までの各年代の男女300人、合計3,600人に郵送にて調査を行いたいと思っております。それに基づきまして、市民の方が福祉に対してどういった要望を持っているのかを把握したいと考えております。

木下委員 次に、福祉関係団体の意見聴取なのですが、

どのような団体で、数は幾つぐらいを想定されているのかお聞かせください。

社会福祉課長 福祉関係団体といたしますのは、ボランティアをしていらっしゃる団体や社会福祉法人などの福祉団体など合計で100団体以上を想定しております。

木下委員 市民意識調査にしても福祉関係団体の意見聴取にしても、しっかりとした数を調査されるのかなと感じております。計画素案の作成という項目があるのですが、具体的にどなたが関わって素案をつくられるのか、また他の自治体の似たような計画も参照されるのか、お聞かせください。

社会福祉課長 素案の作成につきましては、市役所の担当課職員がベースとして作成したいと考えております。策定に当たりましては、他の市町村の計画も一部は参考にさせていただきたいと思っておりますが、あくまでも参考程度でして、地域の特性に応じて、富山市が進める地域共生社会の計画をつくっていきたいと思っております。あくまでも参考程度にしたいと思っております。

木下委員 パブリックコメントが最終段階に入っているのですが、調整して決めてきたことを、広く市民から募った意見によって変えることも十分想定されているということによろしいですか。

社会福祉課長 パブリックコメントでいただいた意見につきましては、計画の中に極力取り入れたいというふうに考えております。

委員長 木下委員、簡潔にお願いいたします。

木下委員 ありがとうございます。いい計画をつくっていただいて、これに基づいて富山市の福祉を推進していただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第1号中福祉保健部所管分、議案第5号から議案第8号まで、議案第26号から議案第46号まで、以上26件を一括して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第1号中福祉保健部所管分、議案第5号から議案第8号まで、議案第26号から議案第46号まで、以上26件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、福祉保健部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、福祉保健部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、この程度にとどめます。

以上で、福祉保健部所管分を終了いたします。

福祉保健部の皆さんは、退室願います。

暫時休憩いたします。再開は午前 11 時 20 分からといたします。

午前 11 時 15 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 19 分 再開

委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第 1 号 平成 30 年度富山市一般会計予算、第 1 条歳入歳出予算、歳出第 3 款民生費中、こども家庭部所管分、第 2 条継続費、第 3 款民生費中、こども家庭部所管分、第 3 条債務負担行為中、こども家庭部所管分、

議案第 4 号 平成 30 年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、

議案第 47 号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 48 号 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 49 号 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第 58 号 財産の無償譲渡の件、

以上6件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども支援課長 〔議案第1号中  
第2期子ども・子育て支援事業計画策定事業  
について、  
私立保育所施設整備補助事業について、  
企業主導型保育事業所設置促進事業について、  
公立保育所ICT化推進事業について、  
保育所建設事業について、  
保育所建設事業費（愛宕保育所）について、  
富山市立愛宕保育所改築監理業務委託費につ  
いて、  
（仮称）婦中熊野・宮川保育所実施設計業務  
委託費について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

こども福祉課長 〔議案第1号中  
母子家庭等自立支援事業について、  
ウェルカムベイビーおむつ事業について、  
議案説明資料により説明〕

こども育成健康課長 〔議案第1号中  
放課後児童健全育成事業特別拡充事業につい

て、  
児童館施設整備事業について、  
新生児・未熟児・妊産婦訪問指導について、  
妊産婦・乳児健康診査について、  
切れ目ない子育て支援体制構築事業について、  
議案説明資料により説明]

こども福祉課長 〔議案第4号について、  
議案書により説明〕

こども支援課長 〔議案第47号について、  
議案第48号について、  
議案第49号について、  
議案第58号について、  
議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

鋪田委員 議案説明資料10ページの児童館施設整備事業についてお伺いいたします。今回、中央児童館の改修と星井町児童館の改築ということで議案が上がってきておりますけれども、そもそも児童館の果たす役割とその中で中央児童館と他の児童館の役割というものについて、お知らせください。特に星井町児童館は旧児

童文化センターを出発点として制度改正等により児童館にかわったということで、児童館という認識をまだ持っておられない地域の方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれませんので。

こども育成健康課長 児童館の持つ役割につきましては、先ほどの説明の中で少し述べましたけれども、児童に健全な遊びを提供し健康増進と豊かな情操を育む場所であり、児童厚生施設です。その役割を中央児童館と他の児童館で分担しています。中央児童館は前の市立図書館本館のところにあったわけですが、まちなかで一番大きく、広い場所であり、まちなかの方だけではなく市内各地からたくさんの方が御利用されていました。そこを休止してから場所を大分探していましたが適切な場所がなかなかなくて、今回C i Cビルで再開させていただくことになりました。役割的には中央児童館が他の児童館を統括するということではないのですが、中心市街地で一番活用しやすい場所にあり、たくさんの方が利用されるということで、市のランドマークー1つのシンボルになるような大きな児童館になってくるのではないかなと思います。残りの12館につきましても、児童の放課後や休日の居場所の1つと

して十分貢献していると思いますので、なくてはならない施設の1つだと考えております。

鋪田委員

児童福祉法上は高校生も児童ということになります。児童館というと小学生とか保育所・幼稚園児が使う場所というイメージがありますが、実際には乳幼児や親子で利用される方から、小・中学生や高校生も来ています。また、これらの方の活動を支援するために大学生のボランティアも関わっています。そういう意味では、児童館という言葉だとなかなかイメージできないと思うのですが、かなり幅広い年齢の方を対象にしている施設だということでもあります。

もう1点はさまざまなサークルやクラブ活動といったものが行われていますが、それ以外に日常でふと親子で来て使ってもいいとか、特定のクラブに入らなくても、日常的な子育ての場といいですか、あるいは子どもたちの居場所であり、保育とは違う側面で果たす役割は非常に大きいなというふうに思っております。中央児童館に関しては議会でも長らくいろいろな意見がありましたが、ようやくここに落ち着いたということで安堵しております。もう一つの星井町児童館の改築についてですけれども、当初は耐震補強でというよう

な話も伺っていたわけなのですが、今回改築というふうになりました。この経緯についてはこれまで議会ではあまり聞かせていただけなかったのですが、この件について改めて御説明をお願いします。

こども育成健康課長 厚生委員会では初めて御説明しておりますが、この施設は昭和52年に建設されて、平成24年度に教育委員会から移管されて以降、星井町児童館として近隣住民に親しまれて運用しております。移管前の平成22年度に一度、耐震診断を行っておりまして、そのときは耐震性に危険性がありますよという診断でございました。その後、築40年となりましたことから、補強工事の可否を判断するために今年度もう一度再調査—2次調査を行ったところ、危険性が高いという診断が出てまいりました。補強工事をするのかしないのかについてはいろいろな検討をしてまいりましたが、補強工事の経費や工期が改築並みにかかるという診断結果が出たことから、直ちに改築することが望ましいという判断により今回改築の予算を計上させていただいております。

鋪田委員 平成22年度に児童館だけではなくて、子どもたちに関する施設の耐震診断をしていたわ

けですが、広い学校区なので完全に地域のものではありませんが、子どもたちも使っていた施設なので、危険だなという認識はどこかに持っていました。今年度2次調査をされたということですが、これはいつごろ診断を行われたのですか。

こども育成健康課長 平成29年7月から8月にかけて業者に診断していただいて9月に仮の通知をいただきました。正式な結果は予算要求に間に合うように10月くらいにいただいています。

鋪田委員 10月ごろに結果が出ていたということですが、12月議会もあった中で、この課題についてもう少し早めに議会に提起することはできなかったのか、こども家庭部長の答弁をいただけますか。

こども家庭部長 こども育成健康課長が申しあげましたように、9月末に業者の方から報告を受けました。当初は耐震診断後に耐震補強をしようと考えていたものですから、その結果をもとに部内で検討をいたしました。その間、他部局とも協議の上、例年12月から1月に行っている新年度予算の編成協議の中で調整した結果、耐震補強ではなくて改築するという結論が内部

で出たため、今回改築の予算を今定例会で提案させていただいているものでございます。

鋪田委員

予算のタイミングなどいろいろな絡みはありますが、耐震診断でこのような結果が出たということですので、12月議会でこれから地域の方や議会と、あるいは他部局とも協議しながら課題を整理していきたいという方針についての報告があってもよかったのかなと思います。これについては直接議案と関係がありませんので次にいきます。整備事業の経過については承知をいたしました。

次ですけれども、児童館の運営事業という部分に絡んでいくと、改築が完了するまでの間、現行の星井町児童館の安全性や運用面をどのようにしていくのかについて課題があるかと思います。平成22年に耐震診断がまず1回あったということで、一定程度の危険性の認識はあったかと思いますが、さりとて昨今の地震のさまざまな被害状況を考えたときに、子どもたちの命を守っていくことと、一方でこの児童館はなくてはならない非常に重たい機能を有しておりますので、その辺の判断は非常に悩ましいところであります。まず、利用者の安全確保について今どのように認識されているのかお聞かせください。

こども家庭部次長 委員のお尋ねの件についてですが、本件は改築の予算案件であります。現在の児童館の利用については、この予算案の結果を踏まえてからお尋ねいただければと思います。

鋪田委員 こども家庭部次長からお話があったのは、この改築が決まっているわけではないので、その先のことは今は聞かれても、ということだと思います。ただ、改築を提案するに当たって、当然子どもたちの安全確保みたいなことについては一定程度の議論はされたのではないかとこのように思いますので、その辺はどのように検討されていたのかをお聞かせいただけませんか。

こども育成健康課長 安全につきましては耐震性に少し脆弱性が判明したということで、新しい児童館が完成するまでは今まで以上に避難訓練等を実施して、きめ細かく施設の点検や危険箇所の補修など、安全対策をしていかなければならないと考えております。今のところはまだそこまでしか考えてはおりません。児童館が完成するまでに別の施設を使うことや、かわりになるような施設が近隣にあるのかどうかなども部内で協議しました。人気のある児童館なので、これだけの利用者をどのようにするのかという

こともいろいろと検討はしてはしておりますが、具体的にまだ決まっておられません。検討はしようかと考えております。

鋪田委員

今検討しようかということも御答弁をいただいたのですが、児童館という施設は利用者の方々が相当数いらっしゃいますので、当然そういった方々の居場所の問題もあります。例えばベビーマッサージだけこの施設でというわけにはいかないと思います。近くで大きな建物になりますと、かつての近代美術館くらいしかないような状況ですので、代替施設の確保は大変難しいのかなと思いますが、先ほど避難訓練の話もしていただきましたけれども、安全性の確保については部内でしっかり検討されたと捉えてよろしいのでしょうか。

こども家庭部次長

今こども育成健康課長が検討という言葉を使いましたが、これは課長の心の中で予算要求などのいろいろな流れの中でどうしようかということがあっただけで、こども家庭部としては、今のところ、そういうことは特に考えてはおりませんし、検討もしておりません。先ほど申し上げたとおり、今まで以上に避難訓練を実施して、施設の点検などのきめ細かい安全対策を行って運営していきたいと考え

ております。

久保委員 鋪田委員の質問にも絡む話なのですが、大変危険だと言われる内容がわかりません。耐震診断をされたということですので、星井町児童館のI s値は幾つなのか教えていただきたいと思います。

こども育成健康課長 今年度の再調査—2次調査を行ったときのI s値については、一番低い値が0.106という値です。X方向は0.106から0.163、Y方向は0.177から0.904です。

久保委員 I s値が0.3以下というのは大変危険な施設です。私の認識では、ちょっとした気遣いでどうにかなるものではなく、震度6強の地震が来た場合には倒壊のおそれが大変高く、そのことを昨年10月の段階には結果として知っておられたということです。鋪田委員が言われたことにも重なるのですが、市民、子どもたちやお母さんの命に関わるような問題がわかっていたにもかかわらず、さきの12月定例会等の委員会で説明がなかったということは、私は大変な問題だと思います。この点については、改築を認める上でも必要な事

項だと思imasuので、御所見をお願いします。

こども家庭部次長 この施設は耐震改修促進法に基づきますと特定建築物に該当しません。その法規の中では特に公表が義務づけられたものでもなく、さらに改築に当たっては診断結果を参考にして、行政として対応させていただくということでもあります。先ほどから何度も申し上げておりますが、この改築を予算案として御審議いただければと思います。

久保委員 建築物の耐震改修の促進に関する法律のことを言われたのだと思いますが、おっしゃるように確かに義務ではありません。義務ではありませんが、法律の目的を読まれたらわかると思いますが、「この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする」という趣旨の法律であって、義務がないから議会には報告しませんというのは、私には到底理解ができません。先ほど、こども家庭部次長は部としては検討していないと言われておりますが、この間何も知らずに使ってい

た子どもや保護者のことを考えると大変問題であって、検査結果が出た時点でこども家庭部としては何らかのアクションが必要だったのでないかと思うわけです。改築をすることなのですから、先ほどの答弁では改築期間中も継続して使われると聞いておりますが、そういう認識で改築をすることによって間違いないのかお伺いします。

こども家庭部長 当初予算には改築についての予算を上げさせていただいております。当然、今の施設を継続して使うということを前提として予算を上げさせていただいたものでございます。先ほど来、申し上げておりますとおり、安全性に配慮しながら施設を使っていきたいというふうに考えて、この予算を提案したところでございます。

木下委員 議案説明資料13ページ、14ページの切れ目ない子育て支援体制構築事業について、内容を見させていただいて、これからの時代のニーズや保護者の方の要望を吸い上げて新規事業にチャレンジするということは大事なことだと感じております。幾つか質問させていただきたいのですが、事業内容にある子育て世代包括支援センター事業について、子育て

世代包括支援センター等に看護職の専任職員を配置し、相談支援やケアプランの策定を行うとあります。子育て世代包括支援センター等とあるので、ほかにはどこの施設を想定されているのかということと、看護職の専任職員は何人くらい配置されようと考えておられるのか教えてください。また、平成31年度以降も配置を継続するのかなどをお聞かせいただけますでしょうか。

こども育成健康課長 子育て世代包括支援センター事業の看護職の専任職員については、平成29年7月から7つの大きな保健福祉センターのうち4つのセンターに1人ずつ置かせていただきました。子育ての相談支援やケアプランの策定を行うため、来年度はもう1人追加したいと思っています。

木下委員 次に4番目のネウボラ研究事業について、フィンランドに視察に行かれるということなのですが、どのような方たちが何人くらい行かれて、どのようなことを見てこられるのかなど、今の段階で案があればお聞かせください。

こども育成健康課長 フィンランドへのネウボラ視察につきましては、派遣する職員は保健師2名と助産師2名、

本庁から行政職の通訳1名、計5名と考えております。子育て世代包括支援センターや産後ケア応援室等で勤務しております保健師や助産師がフィンランドのタンペレのほうに行くつもりです。そこで行われているネウボラの仕組みや役割、実際の帳票類、どのようなものを使って、どのようにかかわっておられるか、どんな事業を行っておられるかを視察して聞いてみて、それを持ち帰ることで富山市のいろいろな事業—子育て世代地域包括支援センターやまちなかの産後ケア応援室等で生かせるものは取り組んでいきたいと思っております。

木下委員

260万円の予算がついているので、現地でしっかりと学んできていただいて市政に生かしていただければと思います。

最後にベイビーボックスプレゼント事業について、予算額が2,000万円超ですので大きな事業になってくると思います。これはすごくうれしいプレゼントになるのではと思っております。育児用品を詰め合わせたベイビーボックスをプレゼントするということなのですが、もらってうれしいものにしてもらいたいと思います。中に詰める育児用品はどのようなものをお考えなのか教えてください。

こども育成健康課長 具体的な育児用品についてはまだ決めていません。議会でも御質問いただいたのですが、あまり小さい赤ちゃんだけではなくて、2歳くらいまで使えるスタイなどで、富山市内の企業がつくられたものなどを含めて、何点か詰め合わせて、ボックス自体も捨てずに使えるような喜ばれるものを提供できるように事業者にはお願いしようと考えております。加えて、安全性などにはすごく配慮していただかないといけないので、そういった注意点を含めて喜ばれるものにしようと考えております。

木下委員 新規事業ですので、次年度以降も継続できる事業となるように頑張っていたいただきたいと思います。

有澤委員 先ほどの星井町児童館の話に戻りますけれども、鋪田委員、久保委員からいろいろと質問があったとおりだと私も思っております。昨年10月時点でIs値が0.1ということがわかっていて、その中で方向性が定まらなかったために昨年12月議会で報告がなかったという答弁だったと思いますが、さりとてそのような結果が出たことは、やはり12月の時点で議会に報告いただくべきだったと思

ます。実はまことに遺憾に思っているところでございます。加えて、東北の大震災や熊本地震を踏まえて、子どもたちの安心・安全を第一に考えていかなければならないとも思っています。そのような中で答弁を伺っておりましたら、安全を確保するためにも訓練等々を行っていききたいということでございますけれども、先ほど久保委員がおっしゃったとおり、一たび大きな地震が起きたら倒壊するということが大前提として考えられますので、改築が完了するまで現在の児童館を使うということは危険性が非常に高いというふうに思います。ですから、先ほど鋪田委員がおっしゃったとおり、代替施設が確保できるのであればそこを検討していただいて、この施設を使わないという方法をぜひ打ち出していきたいと思っております。そうしないと子どもたちの安心・安全が確保できなのではないかと思っておりますが、こども家庭部長、検討していただくことはできないですか。

こども家庭部長 今ほど委員の皆様から子どもの安心・安全が第一だと、万が一のことがあってからでは大変なことになるため、それを最優先にするべきという御意見だと受けとめたところでございます。今、有澤委員からは、代替施設とい

うものを設けて対応するということも含めて考えられないかということでした。代替施設を設けるということは星井町児童館の休止、休館といったことも含めて検討しなければならないということになると思います。委員の皆様のお意見はそういうことを含んでおられるのではないかとこのように受け取ったところでございます。委員の皆様、議会の皆様のお意見については、私どもとしては重く受けとめざるを得ません。先ほど来から言っておりますように、かなり多くの方に親しまれている施設であるということ、また新年度の申込みなども受付して利用できますという決定通知をもう御案内したという状況もでございます。先ほど申しましたように、提案しているときには私どもは継続して使うという考え方だったわけです。複数の委員の方々の御意見ということですので、休止、休館を含めて、安全性と市民の皆さんのこれまでの利便性というものをなるべく損なうことがないようにするためにはどういった対応がとれるのか、その対応について検討させていただきたいと思っております。

村石委員

今ほどの件はこども家庭部長の考え方でいいのですが、ちょっとつけ加えると、1つ目に

は市立図書館本館内にあった中央児童館が休止したときには、代替施設をどうこういう議論はあまりされていなかったということが経過としてあります。2つ目には、耐震化に対する市当局の行政としての統一的な見解がないのではないのではないかという気がします。環境部は富山市斎場の会議室のI s値が0.3を超えていても危ないから使わせないということを決めました。こども家庭部としてはI s値が0.1云々ということでも使わせるということは、市の行政が縦割りであることも要因かと思いますので、そのようなことも市の行政として検討することも大事ではないかと思います。

次に、児童館施設整備事業の中央児童館改修工事関係についてお尋ねします。C i Cビル4階にこどもプラザがありますが、市民はC i Cビル4階のこどもプラザと5階の児童館をどのように使っていけばいいのかということ、市民にわかりやすく説明していただけないでしょうか。

こども育成健康課長　こどもプラザも皆さんに御利用いただきまして大変盛況です。ここにはこども図書館と子育て支援センターがありますけれども、そこに子どもの遊び場として中央児童館がもう1

つ加わるということから、相乗効果というか、子どもたちが集う場所として皆さんに広く親しまれるように、一体的な使い方になっていけばいいなと思います。C i Cビル3階、4階、5階までがいろいろな意味で親子連れや子どもたちが集える施設になるのかなと考えております。中央児童館があって、こども図書館があって、相談があれば子育て支援センターにも寄れるということで、利用の選択肢がいろいろと増えてくるのではないかと思います。

村石委員 抽象的にはそのとおりだと思いますけれども、こどもプラザの利用対象年齢は特に決まっていらないのですか。

こども育成健康課長 こどもプラザに関しては、子育て支援センターは主に乳幼児を中心に使われております。4階のこども図書館は小さいお子さんがおられますが小学生も放課後に寄られたり、土日小学生がたくさん来ておられますし、中学生も来ています。また、児童館は乳幼児から18歳まで使える施設となりますので、同じ階のいろいろな学習室を訪れる中学生、高校生たちが気軽に寄れる施設になるのかなと考えております。

こども家庭部次長 村石委員がお尋ねかどうかわからなかったのですが、先ほど斎場の話をおっしゃったのでつけ加えさせていただきます。富山市斎場の会館は葬祭形態の変化や利用者が少なくなったこと、また民業圧迫の観点もあって、施設の有効性が減少した結果、廃止したというふうに聞いております。施設の用途、目的が違う児童館の運営ですので、こども家庭部で総合的に判断させていただいたものでした。ただ、こども家庭部長が答弁したとおり、皆様の御意見をお聞きして、この後検討させていただくということになりました。

委員長 確認します。議案に関しての質疑をよろしくお願いします。

村石委員 こどもプラザや子育て支援センターと連携しながら児童館を運営するということですが、以前の中央児童館は直営で運営していました。そういうことを考えると、運営については引き続き直営で行っていくと考えてよろしいのでしょうか。

こども育成健康課長 直営ではなくて、ほかの児童館と一緒に指定管理者を考えております。今はまだ決定しておりませんが、一応そういう予定でござ

ざいます。

村石委員

その議論はまた引き続きやるということで、それ以上は言いません。

次に、議案説明資料5ページをお願いします。公立保育所ICT化推進事業について、私立保育所の事業費については今定例会の補正予算で計上されました。金額を見てみると、補正予算のほうは11施設で1,100万円ですが、議案になっている直営のほうは5施設で約300万円なので金額が約半分です。どうして金額に差があるのでしょうか。

こども支援課長

公立保育所にはもともと職員の事務用にパソコンを配置してありますので、システムは数台しか入れません。そういった経費は当然安くあがってくると考えて一要件はパソコンの中に必要なシステムを入れるわけです。私立保育所で全てをそろえると経費は100万円余りになりますが、市立保育所では登降園の管理をするためにQRコードを読み取る機械などだけを購入して、必要なシステムを入れるという形になりますので、かかる経費は当然違ってくると考えております。

村石委員

私立保育所と公立保育所でのパソコンの台数

に違いがあるということで理解できました。  
次に議案説明資料7ページの母子家庭等自立  
支援事業の母子家庭等自立支援給付金事業に  
ついてお伺いします。高等職業訓練促進給付  
金等事業を拡充するということですが、平成  
29年度にはどのような資格を目指して何人  
くらいが給付を受けているのかをお聞かせく  
ださい。

こども福祉課長 高等職業訓練促進給付金の平成29年度の実  
績ですが、看護師資格を目指している者が1  
6名、准看護師資格を目指している者が23  
名、製菓衛生師—お菓子の学校に行っている  
者が1名、保育士が1名、歯科技工士が1名、  
医師が1名でございまして計43名の者がこ  
の給付金を受けています。

村石委員 母子家庭の方たちが修業期間中の生活費の給  
付を受けているわけですが、上限は3年とい  
うことになっています。初めは上限2年だっ  
たと思いますが、なぜ上限を3年にしている  
のか理由をお聞かせください。

こども福祉課長 この制度につきましては、国の制度を市が活  
用して行っているものでございます。国の制  
度の上限が平成28年に2年から3年に拡充

したため、平成30年度につきましても3年を採用しています。

村石委員 例えば、准看護師が看護師へキャリアアップをする際にも継続して給付が受けれるようになったということなのですが、准看護師の学校というのは2年間行くことになります。その後、進学コースへ進むとさらに2年間必要なわけです。そういったことからいうと、上限が3年ですので2年間行くうちの1年は支給されますけれども、もう1年は支給されないということになります。こういう制度ではなかなか十分ではないのかなと思います。先ほど准看護師資格を目指している者は23名とおっしゃっていましたが、卒業後にキャリアアップするために進学する方は何人ほどいらっしゃるのですか。

こども福祉課長 平成29年度の准看護師の卒業予定者につきましては11名を予定しておりましたが、現時点でそのうち1名の留年が決定しましたので10名です。この10名がキャリアアップのために進学するのかどうかは、これから聞いてみないとわかりません。

村石委員 申請するのかどうかの意向はまだ確認をして

いないということですが、2年間のうち1年だけの助成だとどうしても躊躇するという可能性もあるので、給付の上限を4年にするように市長会などに働きかけていただきたいと思います。どうですか。

こども福祉課長 これまでも国の制度は徐々にではありますが拡充してきておりますので、市としましてはそういった状況にアンテナを高くして、採用する方向で検討していきたいと思っております。

村石委員 次に、議案説明資料12ページの妊産婦・乳児健康診査の拡充部分一産婦健康診査についてです。ここには、産後2週間と1カ月の2回と記載されています。産後2週間は家におられると思いますし一カ月はどうかわかりませんが一具体的にはどこで誰が診査をすることになっているのですか。

こども育成健康課長 先ほどはちょっと説明不足でした。産婦健康診査は、主に出産された産婦人科の医療機関で行うものです。産後2週間目と1カ月後一今までも1カ月健診があったのですが、その間に2週間目が1回増えるということで、産後にこの診査を2回受けられることになりま

す。

村石委員 2回とも産婦人科医で行うということであり、エジンバラ産後うつ病質問票を活用して行うということなのですが、この結果によっては例えば精神科の受診を促すこともあると考えてよろしいのでしょうか。

こども育成健康課長 村石委員がおっしゃったとおりです。もちろんエジンバラ産後うつ病ばかりではないのですが、身体状況と合わせて心身両方の健診を受けていただきます。エジンバラ産後うつ病に関しては、医者や助産師の判断で、一定の点数を超えてすぐに医療に結びつけないとならない方は精神科につないでいただけます。また、市のほうに結果が全部届くことから、市でフォローしていかないといけない方は、産後ケア応援室などいろいろな機関につないで、産後鬱を少しでも早く見逃さないように予防することが診査の狙いでございます。

村石委員 いろいろな連携を取りながら行っていくということで質の高いサービスになると思いますが、エジンバラ産後うつ病質問票で医療機関、例えば精神科を受診されたらどうですかという指摘を受けても、約6割の方は実際には受

診しないというデータがあります。やはり継続した見守りや指摘などを行っていく必要があると思いますが、どうですか。

こども育成健康課長 御指摘のとおり、指摘を受けた方が必ず精神科を受診されるのかということ、もちろんそうではないのですが、受診されなかった方こそきちんとフォローをして適切な医療や支援につなげないとなりません。今も継続的にずっと支援しておりますので、途中で放り出すようなことは絶対にありません。全員をしっかりとフォローしていきたいと考えております。

村石委員 最後にしますが、例えばエジンバラ産後うつ病質問票で点数がちょっと高くても自然に治る方もおられるし、逆に自然に治らない方には何らかの手当、適切な対処をすることも必要だと思いますので、一人一人を見守っていただきたいと思います。要望です。

島委員 木下委員も言われましたが、議案説明資料13ページの切れ目ない子育て支援体制構築事業について、何点か質問したいと思います。今さらこういうことを聞くのも何ですが、事業目的の1行目の妊娠期から子育て期とありますが、子育て期というのは一体いつまでの

ことを想定しての言葉なのか教えてください。

こども育成健康課長 この事業の中では就学前くらいまでのお子さんを対象にしておりますが、必要によっては就学後も学校と連携しており、支援がずっと必要な方には保健師や学校の先生など、いろいろな機関とも連携して支援しております。問題がきちんと解消されるまでは青年期に至るまで必要な機関につなげて支援をしております。発達障害のお子さんが増えていますので、手放すわけにはいきません。みんなでチームを組んでつなげてつなげてという形できちんと支援をしているところです。

島委員 基本的に小学校に上がるまでなのだけれども、何らかの形で親の保護が必要だという場合に見守っていくという解釈でよろしいですね。次に、先ほど木下委員も言われたネウボラについてお聞きしたいのですけれども、派遣されるのは保健師、助産師が各2名と通訳が1名の計5名ということで伺ったのですが、そこで得てきた知見をどのように展開される予定なのか、簡単にお聞かせ願えればと思います。

こども育成健康課長 保健師は、市内で子育て世代包括支援センタ

ーという機能をもっている各保健福祉センターで福祉保健事業や子育て支援事業に携わっておりますので、フィンランドのネウボラの事業—たくさんの事業をやっておられると思いますので、実際に見てくることによって、今富山市で行われている事業に掛け合わせたり、プラスすればいいものなど、富山市の事業に生かせるものを精査したいと思います。ソフト面とハード面でいろいろとあると思いますので、次年度以降に向けて、新しく事業化できればいいのですが、少しでも充実させられるように生かしていきたいと思います。また、助産師にも産後ケア応援室と養育支援訪問事業を行ってもらうつもりなので、ぜひ生かしていきたいと考えております。

島委員

ぜひ、そのようにつなげていただければと思います。

最後に、まちぐるみ子育て支援事業についてお伺いします。先ほどの説明の中で来年度のお話が出ていたと思いますが、10地区を選定される理由と、今後全ての地区に広げていこうとされていると思いますので、近い将来の見通しをお聞かせください。

こども育成健康課長

この事業は、当課だけで判断して進められる

事業ではありません。当課は子育ての部分で地域共生推進事業に加わってはいきますが、先ほど言いました福祉部門や都市整備部門などいろいろなところと一緒にコラボレーションしながら地域共生推進事業のモデル地区を定めて、そこでモデル展開をしていくということになっております。具体的にどこで何をということとは、まだ申し上げられない段階ですし、詳細については決まっていないのですが、当課は子育てにかかわる地域の先輩ママや子育てボランティア、いろいろな団体等に働きかけて、その役割を担っていただけるように進めていくつもりでおります。

島委員 わかりました。大変期待している事業なので、他部署と連携していい展開になるようお願いしたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第1号中こども家庭部所管分、議案第4号、議案第47号から議案第49

号まで、議案第58号、以上6件を一括して、討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、議案第1号中こども家庭部所管分、議案第4号、議案第47号から議案第49号まで、議案第58号、以上6件を一括して、採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。  
よって、各案件は、原案可決されました。  
以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。  
暫時休憩いたします。再開は午後1時40分からいたします。

午後 0時37分 休憩

~~~~~

午後 1時39分 再開

委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
こども家庭部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

久保委員 児童館のお話を聞きたいのですが、昨年10月に児童館の耐震診断の結果が出ました。Is値が0.1しかなかったということですが、今ここを利用している児童や保護者等への情報開示はどうなっているのかお伺いします。

こども育成健康課長 特に利用者への情報開示は行っていません。

久保委員 例えば学校は全部公開になっておりますので、大変危険な施設である場合には、保護者や地域の方、教員の方もそういった状況は当然つぶさにわかった上で施設を利用されていると思います。現状で星井町児童館を利用されている方の中には、安全な施設だというふうな認識で利用されている方もいらっしゃると思うので、利用者の方には情報を早く適切に伝えていただく努力をしていただきたいと思います。また、安全管理という部分において何か特別な方策をとられているのか教えていただきたいと思います。

こども育成健康課長 特別な対策ということではありませんが、避

難訓練のほかにも、何かあったら非常口を利用するとか、案内表示をきちんとするなど、職員の方には何かにつけて利用者にお知らせするようにお願いしております。

久保委員 星井町児童館はもともと耐震補強する予定だったというふうに伺っております。当初の御答弁では利用者数も多いのでこのまま使っていきたいという御説明がありましたけれども、耐震補強をする場合、その期間は施設を利用できないというふうに判断していたのではないかなと思います。もし耐震補強をする場合、この施設をどうするつもりだったのか教えてください。

こども育成健康課長 耐震補強をするにしてもこのまま使うわけにはいかないため、その間は近くで代替施設を探さなければならないことから、いろいろと当たってみた時期もありました。最終的には、こども家庭部において、使いながら2年間で新しいものをきちんと建てようという結論に達しましたので、その話はなくなりました。

久保委員 もともと代替施設がないから改築になったわけではありませぬので、代替施設を探す努力をされた中でなかなか見つからなかったとい

うことはわかりました。先ほど、こども家庭部長は今後検討されるというふうに言われていましたので、その都度検討されるのだと思いますが、利用者が多いからこそこういう施設は安全で安心して使っていただくかなければならない施設だと思います。一連の代替施設や使用の可否について、どれくらいのスケジュールで今後検討されるおつもりなのか、こども家庭部の見解を伺います。

こども家庭部長 代替施設を探した方がよいという御意見でしたので、休止、休館も含めた対応については、なるべく速やかに決定して、お知らせしたいと思います。ただ、現に利用しておられる方もたくさんおられますので、そういった方の声なども聞いた上で速やかに対応してまいりたいと考えております。

久保委員 最後は要望でしかないのですが、先ほど星井町児童館が平成30年4月以降の申込み受付を始めているので4月からの休止、休館はなかなか難しいということも気持ちとしてはわかります。ただ、募集をどこかでとめないで、休止、休館ができなくなってしまうので、そういったことも迅速に対応・検討していただいた上で、一日も早い段階で子どもの安

心・安全を守っていただきたいと思います。

こども家庭部長 一日も早くという委員からの声もございましたので、私どもはそれを受けとめて、なるべく早く対応したいと考えております。ただ、代替施設と申しましても、今やっているものをそのままどこかに求めるということは多分無理ではないかと思っております。そうなったときに、分散させるなどのいろいろな対応の仕方が考えられるとは思いますが、そういったことも含めて、いろいろなところとの調整にも時間がかかりますので、それも含めて御理解いただいた上で、私どもとしてはそれでも速やかにその中で対応をさせていただきたいと思っております。

松井委員 先ほど言われた1s値に関してなのですが、富山市で1s値を計算する際は建物に150センチメートル以上の雪が積もった状態で地震が起きたときの数値を策定されているはずですが、現時点ではゼロセンチメートルですが、そういう意味では荷重の部分の度合いが変わってくるため、もしかしたら1s値も変わってくるかもしれません。それも実際に診断結果をつくったところに聞けばわかるのもし

れませんし、今の状況でのI s値がどうなのかも含めて検討していただくように配慮していただきたいと思います。また、例えば代替施設とか休止とかいろいろな選択肢がある中で、今現在使われている方に対してどのようにケアしていくのかは、早急に対応してほしいと思います。

次に、環境部や他の部局でも同じですが、各部局の職員の方にI s値の結果に対しての分析能力や知識がなさすぎるのが一番大きな問題だと思います。例えば、学校施設であれば教育委員会でしょうし、この前の斎場であれば環境部、そして今回はこども家庭部ということで、I s値という発信元は一緒なのですが、それを認識することに対しての各部局の勉強が足りません。それを診断したところや診断した結果を持っている部署が皆さんと連携を取っていないため、こういう状況だということを皆さんにしっかりとお伝えできてないということが、今問題が起きている要因なのだと思います。今後そういうことをなくすためにも、必ず連携を取るようになってほしいと思いますので、よろしく願います。

村石委員

保育士等の賃金が改善されるということを聞

いておりますが、具体的にどのように改善されるのかお聞かせください。

こども支援課長 嘱託職員は14万7,400円が15万5,200円になります。その他については今資料を持ってきておりません。大体7%くらいは引き上げたというふうに思っております。ほかの常勤やパート職員の時給についてもこの率に合わせて引き上げております。

村石委員 賃金を見直した主な理由についてお聞かせください。

こども支援課長 やはり保育士不足ということがありまして、民間にも多く求められていたことから、市内の民間事業者の賃金の平均を出しまして、それに沿うような形で一定程度見直したつもりです。

村石委員 富山市内の民間一私立保育所の臨時職員の賃金の平均くらいだということをおっしゃったのですが、例えば、お隣にある射水市の市立保育所の臨時職員の賃金等も調べられたのでしょうか。

こども支援課長 一応、県内は調べました。

村石委員 住所は富山市にあってお隣の射水市に働きに行っている臨時職員の方を何人も知っています。賃金を決めるときには、隣の市立保育所の臨時職員の賃金も参考にすべきであり、もっと高く引き上げてもいいと思っているのですが、どうですか。

こども支援課長 調べる際にいろいろと検討はしたのですが、労働条件—勤務時間や期末手当等、それぞれにいろいろな形があるものですから、一概にこの単価だけを比べるわけにはいかないというふうに考えております。平均的に出せるような形ということから時間単価で割り出したというのが実態でございます。やはり、働く時間などがそれぞれの市町村や民間でも違いますので、そういったことも考慮の上で行いました。

村石委員 複数の所長先生から、産休や育休に入る職員がいても代替保育士をなかなか確保していただけないために所長の知っている方にも当たってくださいと言われるなど、いろいろなことを聞いています。市立保育所の産休や育休の代替保育士を確保することはやはり大変になっているという認識でしょうか。

こども支援課長 年度当初であれば代替保育士が割とすぐに見つかることもあるのですが、産休であったり病休というのは期間がある程度決まってくるものですから、その時期に何人かまとまったりすると、代替保育士を見つけにくいということがあろうかと思えます。いろいろな方に一生懸命声をかけているのですが、見つけにくいという事実はございます。

村石委員 私も具体的なケースを聞きました。その方はそれまでは保育職場ではないところで働いており、産休・育休の代替保育士として応募されたところまではうまくいったのだけれども、ほかのところよりも賃金が安いことから勤務を断られた例もあるということです。月額15万5,200円の提示では、臨時保育士の確保に應えるのは難しいのかもしれませんが、今よりも確保しやすくなるというぐあいに考えておられますか。

こども支援課長 保育士不足ということが言われておりますので、多少はよくなるというふうに考えておりますが、潜在保育士の方々は保育職場自体の労働の厳しさというものをよく御存じなので、なおさら勤務は考えづらいという部分もあるというふうに思っております。私どもも賃金

が高ければいいというふうには思っているのですが、民間の方々もおられますので、市だけを突然上げるということもなかなか難しいというふうに考えております。そういったことから言えば、平均的なところをとっていくのが妥当な考え方ではないかというふうに思っています。

村石委員

最後にします。質の高い保育をしていくためには、やはり必要な保育士を安定的に確保するということが1番大事なことだと思います。そういった意味では、例えば現在8時間労働をしている方が1人休んだら、8時間働いてくれる方はなかなかいないので、4時間と4時間に分けて埋めていくケースもあるというふうに思っています。そういうことから、質の高い保育を実現するために、必要な保育士を確保してほしいということと、保育士の資格を持っている潜在保育士も働くことができるように、市として魅力的な職場をつくるということにも取り組んでいただきたいと思います。要望です。

委員長

ほかにごいませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

 以上で、こども家庭部所管分を終了いたします。

 こども家庭部の皆さんは、退室願います。

 説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔こども家庭部退室／市民生活部入室〕

委員長 これより、市民生活部所管分の議案の審査を行います。

 議案第1号 平成30年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3款民生費中、市民生活部所管分、

 議案第50号 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件、

 以上2件を一括議題といたします。

 これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第1号中

 地域の活動拠点の整備について、

 中山間地移動販売支援試行事業について、

議案説明資料により説明]

生活安全交通課長 〔議案第1号中
防犯対策について、
まちの環境美化推進事業について、
交通安全啓発事業について、
放置自転車対策事業について、
自転車利用環境整備事業について、
議案説明資料により説明]

男女参画・市民協働課長 〔議案第1号中
市民主体のまちづくりについて、
青年育成支援事業について、
男女共同参画社会推進事業について、
男女共同参画推進センター事業について、
議案説明資料により説明]

スポーツ健康課長 〔議案第1号中
学校体育施設開放事業について、
冬季国体開催事業について、
プロスポーツイベント開催支援事業について、
競技力向上事業について、
スポーツ施設の管理運営について、
スポーツファシリティアドバタイジング事業
について、
スポーツ施設の整備について、

議案説明資料により説明]

消費生活センター所長 〔議案第1号中
消費生活啓発相談事業・消費生活改善推進事
業について、
議案説明資料により説明]

スポーツ健康課長 〔議案第50号について、
議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

鋪田委員 生活安全交通課の事業についてお聞きします。
議案説明資料4ページの防犯対策については継続されている事業が多いわけですが、
この中の防犯カメラ設置補助については、
新年度予算の議論をされたときの中身につ
いてお伺いしますが、これまでもその補助
基準がやや厳しいのではないかという意見
が委員会や本会議などにおいてもありまし
たし、各地域からの要望もあったかと思ひ
ます。今回の予算化に当たってはこれらの
ことについての検討はされたのでしょうか。

生活安全交通課長 防犯カメラの設置補助につきましては、委員

も御存じのとおり、刑法犯の認知件数等が5件以上確認された地域を対象として運用しております。今現在、基準を見直すという具体の予定はございませんが、我々としては地域の皆さんにこういった補助事業があるという周知に努めたいと考えています。その上で、自分の地域ではこれだけの件数しかないのだけれども、設置したいというような御相談が増えるようであれば、基準の見直しも検討する必要があるかと思えます。今現在、そういった声は我々の耳にそれほど多くは届いていない状態でございますが、御要望等があれば検討してまいりたいと考えております。

鋪田委員

あくまでも設置補助なので、補助がなければ設置できないというわけではなくて、それぞれの町内等で必要があれば設置できるということは十分承知しております。設置件数がなかなか増えない理由については、プライバシーの保護についての仕組みをしっかりと整えないといけないということがあって、それを取り扱う上で不安があるのだと思います。補助基準の見直しについては、その声がまだまだ届いていないようなので、折に触れてその声を届けていきたいという

ふうに思っております。

次に、議案説明資料10ページの自転車利用環境整備事業のうち、小学校3・4年生と中学生を対象にした事業についてです。かつてこの事業が決まったときにやや否定的な一般質問をさせていただいたこともありました。来年度も事業化されるということなのですが、効果について、どのように認識しておられるのかお聞かせください。

生活安全交通課長 現在小学校3・4年生を対象に各学校で自転車に関する安全マナーの啓発、交通安全の意識の高揚といった目的で自転車交通安全教室に出向いております。効果といたしましては、校区や学校で講習を受けられることで改めて自転車のルールを守ることがいかに大事か実感として理解できたというようなことを、我々も子どもさん方に接する中で雰囲気としてじかに肌で感じているところであります。また、中学生への啓発物品の配布につきましても、交通ルールを守ることが大事だよと肌身に感じてもらっているのではないかと考えており、いろいろな効果があるというふうに理解しております。

久保委員 何点か確認をさせてください。前回、一般質

問もさせていただいた月イチ読学部について、その後、登録者数等がきちんと伸びた上で次年度に向かうのかを確認させてください。

男女参画・市民協働課長 月イチ読学部開催事業につきましては、平成30年2月末で参加者の延べ人数が135人となっております。平成28年度の参加延べ人数は138人です。平成30年3月末にも開催されますので、人数的にはほとんど変わらないような状況であります。御質問をいただきまして、開催時間や企画などの事業内容等を見直したことから、より魅力ある形で事業を展開していきたいと考えております。

久保委員 まずは登録者数をしっかりと増やして、実りの多い事業にしていっていただきたいと思います。次に、議案概要書49ページの男女共同参画プラン推進事業、また富山市男女共同参画推進センター事業も連動するのかなと思いますけれども、DVに関する予算が大幅に削られているように見受けられます。これだけ減った理由を教えてください。

男女参画・市民協働課長 今年度予算は844万4,000円ですが、

来年度予算は343万7,000円をお願いしております。今年度は男女共同参画の市民フェスティバルとして日経ウーマノミクス・プロジェクトと共同でウーマンフェスタ2017を開催しました。来年度の市民フェスティバルは通常開催で考えておりますので、事業費のほうはその分が減っているような状況です。

村石委員 議案説明資料20ページのスポーツファシリティアドバタイジング事業について伺います。イメージをはっきりさせるためにお聞きしたいのですが、1階エントランスの壁面(5面)に広告を設置されるということですが、どのくらいの面積のものをどのように貸し付けるのか—1面なのか、全面的のかをまず教えてください。

スポーツ健康課長 今のところ、5面の合計面積は131平方メートルを予定しております。合計で5カ所となっておりますが、これは細分化も可能と考えておりまして、これから運用する中でどうするかを検討していきたいと考えております。5カ所全部を1つの企業が使うことも可能だと考えておりまして、最終的には、一番高い金額を提示したところに決定

するのかなというふうに考えております。

村石委員 いろいろな考え方があるとは思いますが、これまでに体育施設等でこのような広告事業を行ったことはありますか。

スポーツ健康課長 市民球場アルペンスタジアムにおきまして、プロ野球開催時に運営協議会というものをつくって広告事業をやっておられますが、市直営ということであれば富山市としてはこれが初めてとなります。

村石委員 募集方法は公募と記載してあります。公募というのは、日本中どこの企業、事業者でも応募できると理解していいのでしょうか。

スポーツ健康課長 公募ですので、どちらの事業者が手を挙げられてもいいとは思っております。

村石委員 今のお話だと、日本中のどこの企業でもいいということなのですが、横浜市を例に挙げると、地域経済の活性化を目的とするということになっています。したがって、公募するときにもある程度絞ったほうがいいという考え方もあるのですが、そういうことは検討されなかったのでしょうか。

スポーツ健康課長 公募の要綱もまだ策定しておりませんので、そういった御意見も踏まえながらこれから具体的な要綱を整理していきたいと考えております。

村石委員 先ほど御説明があったように、事業者決定については、市が定めている金額以上で最高額を提示した事業者に決定するということですが、富山市広告事業実施要綱を見ると、第5条に優先順位が書かれています。第1順位としては国、地方公共団体に類するものとか一全部は説明しませんが一第3順位には私企業のうち市内に事業所等を有する者と規定されています。この要綱では、一定の順位を決めることによって公共施設で広告するのにふさわしい、あるいは、市民に知ってもらいたいことがある事業者と考えます。この要綱の第5条のことを考えると、私としては最高額を提示した事業者ということは見直してほしいと思いますが、どうですか。

スポーツ健康課長 スポーツ施設は公共施設ですので、当然、公序良俗に反するような企業は認められないと考えていることから、選定審査会というものを設置して、その中で広告内容も含めて

審査してまいりたいと考えております。原則は金額が高いところですが、内容も含めて検討していきたいと考えております。

村石委員 スポーツ健康課長のお話だと、事業者決定についてはこのように表記してあるけれども、実際には総合的な評価を行って決定するという理解でよろしいのでしょうか。

スポーツ健康課長 そのとおりでございます。

村石委員 先ほど言われたように、法令違反をしているような業者は認めないということが広告掲載基準の中に書いてあります。各種法令に違反しているものや行政機関からの行政指導を受けて改善されていないものは広告事業主としては認めないということがありますけれども、このような法令違反をしているのかどうかというのはどうやって知ることができるのでしょうか。

スポーツ健康課長 その企業が法令に違反しているのかどうかというのは、こちらの裁量では調べにくいのかなと思っています。

村石委員 応募する方については、法令に違反するよう

なことをしていないことというような注意書きを記載すると理解してよろしいのでしょうか。

スポーツ健康課長 そのとおりでございます。

村石委員 先ほど、広告収入は維持管理に使っていくというお話だったのですが、特に総合体育館の維持管理に限るとか、こういうところに使っていくということは何か想定しておられるのでしょうか。

スポーツ健康課長 施設の維持管理全般に使える財源として確保したいと考えております。成功すればほかの施設にも今後広げていきたいと考えております。

村石委員 市民の方や体育館を利用している方が、これはよい広告だと思ふような内容のものにしていただきたいということを要望します。次に、議案説明資料22ページの消費生活啓発相談事業・消費生活改善推進事業について、目的のところに書いてあることはそのとおりだと思います。悪い意味で、手を変え品を変えていろいろとやってくるので、そこから市民を守っていく大事な仕事だと

思います。相談員が7名いらっしゃるということですが、この7名はどのような資格を持っておられる方でしょうか。

消費生活センター所長 平成28年4月に国家資格として消費生活相談員資格というものができましたので、一応、みなし資格も含めて全員がその資格を持っておられます。

村石委員 私が調べたところ、消費生活専門相談員という資格が出てきたのですが、この名称でよろしいのでしょうか。

消費生活センター所長 消費生活専門相談員は国民生活センターのほうで実施している資格試験でして、一応この資格を持っておられる方は自動的に国家資格であります消費生活相談員の資格が付与されます。また新たに消費生活専門相談員の資格を取られた方につきましては、国家資格の消費生活相談員資格が自動的に得られるというような制度になっています。

村石委員 自動的に相談員の資格が得られるということですが、相談員の資格に更新はあるのでしょうか。

消費生活センター所長 更新は特にありません。

村石委員 消費生活専門相談員は5年ごとに更新するということを聞いたのですが、違いますか。

消費生活センター所長 一応、仕事を続けておられる方につきましては特にはないと……

市民生活部次長 詳細につきまして、再度確認させていただきます。

村石委員 そこは調べてください。私に言わせると相談員はすごく専門的な仕事なのに、定数外職員になっています。以前も本会議で正規職員を配置するべきではないかという質問があったのですが、定数外職員で今後もやっていくという答弁がありました。賃金はお幾らなのですか。

消費生活センター所長 月額16万3,000円です。

村石委員 月額16万3,000円で、一時金はどうなっているのでしょうか。

消費生活センター所長 期末手当はございます。

村石委員 月数は何カ月でしょうか。

消費生活センター所長 調べたいと思います。

村石委員 消費生活センターには相談員が7名いらっしゃって、年末年始以外は土日も窓口を開いているのですが、1日当たり何人の相談員が配置されているのでしょうか。

消費生活センター所長 7名でシフト勤務をしておりますので、平均すると1日当たり四、五名が勤務しております。

村石委員 暦上の土日も含めて、平均すると1日当たり四、五名が働いているということですが、これだけ専門的な仕事をしているということから考えると、月額16万3,000円というのは安いのではないかと思います。保育士の賃金はことしの4月1日から月額7,800円上がる予定になっています。今後、処遇の改善が必要だと思いますが、どうですか。

消費生活センター所長 処遇の改善については、他都市の状況や相談件数など、いろいろと勘案しながら今後も引き続き検討していきたいと考えております。

木下委員 議案説明資料３ページの中山間地移動販売支援試行事業について、大山地域と八尾地域が対象地区ということなのですが、既に対象事業者は決まっているのでしょうか。

市民生活相談課長 大山地域につきましては平成２８年から、八尾地域につきましては平成２０年８月から実施しております、既に２つの事業者が事業を行っております。

木下委員 すごく大事な活動だと思いますが、対象事業者に事業活動の報告などをしていただいて、実際にどのくらい利用している方がいるのかを把握することも必要かと思います。そういったことは今現在されているのですか。

市民生活相談課長 把握しております。平成３０年２月までの延べ利用人数について、大山地域は５０３人、八尾地域は６３９人でございます。

木下委員 増加傾向ですか。

市民生活相談課長 大山地域については横ばいであり、八尾地域については増加しています。

木下委員 もう１点お願いします。議案説明資料２１ペ

ーシのスポーツ施設の整備についてです。イ。施設整備事業の中で、市民プール中央監視装置更新業務委託は予算額が4,000万円とかなり大きいですが、その装置の内容を御説明いただけますか。

スポーツ健康課長 富山市民プール内の水温・室温を一元管理している電気コントロールシステムですが、開設以来1度も更新していないということから、今回改めて施設整備を行うものでございます。

木下委員 ちなみに新しい装置の耐用年数はどれくらいを考えておられますか。

スポーツ健康課長 市民プールができて約20年近くたっておりますので、それくらいは期待したいと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第1号中市民生活部所管分、議案第50号、以上2件を一括して討論に

入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。
これより、議案第1号中市民生活部所管分、
議案第50号、以上2件を一括して採決いた
します。
各案件は、原案のとおり決することに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。
よって、各案件は、原案可決されました。
以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終
了いたします。
次に、市民生活部所管分で、議案以外に何か
質問はありませんか。

鋪田委員

一般質問をする機会がなかなかないので、最
後に市民生活部長に少しお伺いしたいと思ひ
ます。働き方改革や人手不足の問題等々によ
り、職員の窓口配置にいろいろと課題が出て
きているのかなと思います。それは地区セン

ターや公民館だけではなくてC i Cビルの中にあるとやま市民交流館もそうなのですが、これまではどちらかと言いますと人口や世帯で職員の配置基準が決まっていたけれども、市民の方と接するいろいろなところで業務量等の偏在がかなり見られるかと思えます。そのことがとやま市民交流館のような窓口の人員配置にまで影響してくるのかなという懸念をしております。例えば、地区センターや公民館においては公民館主事の配置の問題にも絡んでくるのですが、こういったことについて今どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

市民生活部長 富山市が平成17年に合併したときに、うろ覚えですが、職員数は4,400人台だったと思えます。定員適正化計画を策定しながら、2年ほど前に4,000人を切って、今は3,900人余りだと思えます。その間、ただただ人を減らしてきたわけではなくて、保育所の民営化やいろいろな委託、あるいはIT化一昔は電算化と言いましたが、効率化を図って人を減らしてきたというところがあります。そうは言えども絶対数が減ってきているわけですから、各課の職員数を減らしてきたことは事実です。その中において、富山市の職員

数は同じ人口レベルの中核市と比べると、これだけやってきてもまだ多いです。どの部門が多いのかというと、民生部門と総務部門であり、その総務部門というのが地区センターの部分です。他の自治体は効率化によりそういった出先機関をほとんどなくしてきていますので、その部分にかかる職員はほとんどいませんが、富山市はその分野がどうしても多いのです。ただ、この間から市長が答弁で何回も言っておりますが、地区センターというのは富山市の特徴的な行政機関であって、地区センターから2キロ圏内に99%の住民の方が住んでいただいている、歩いてでも地区センターに行けばいろいろなことが相談できますので、フェイス・トゥー・フェイスの行政サービスが提供できる場所です。ですから、ここは苦しくても現状を維持していきたいという市長の答弁があったと思います。当然、市民生活部としても地区センター制度はしっかり維持していきたいと考えています。ただ、人口が増えている地域と減っている地域が事実としてあります。実際、1万5,000人を超えた地区もあれば、いまだに減り続けて1,000人ほどの地区もあります。そのため扱う証明件数も、人口以上の件数を扱っているところもあれば、人口の何分の1しか扱

っていないところもあります。しかし仕事はそれだけではありません。市民の方に何かあったときにそこに行けばどんなことでも一地区センターで扱っていない業務でも窓口を通して本庁につなぐこともありますので、そこがあるということが大事なのです。どうしても少ない人数で、なおかつ最近では各部各課から地区センターに依頼される仕事が増えてきていますので、研修を含めて、職員の資質を高めながらやっています。ですが、先ほども言ったように件数等の違い、あるいは人口の違いがあって、どうしても仕事の多い少ないということは当然ございます。そこは扱う件数、あるいは人口に応じて臨時職員の配置やかなめになるところ一呉羽地区や水橋地区においては、やや手厚く配置しております。これはかなり前につくった基準ですので今後また人口増のあるところ、あるいは減少のあるところがあれば適宜、どこかで一度配置基準みたいなものを見直していかなければならないと思っております。さらに言えば、かつて地区センター所長は旧富山市内だけが市のOB職員でしたが、現在73カ所のうちの43カ所、過半数以上がOB職員になっていて、現職の方がはるかに少なくなってきています。OB職員も含めて人材育成をしっかりとしなが

ら住民の要望に添えていけるようにしたいと思っています。

鋪田委員

それ以上求めることもないくらいの答弁だったのですが、ハード面として最後のとりでを維持するために、人のことは非常に大事になってきます。退任されるに当たって、そういうこともしっかりと後輩や部内にも伝えてください。先ほど配置基準の見直しもそろそろ必要かなという話もありましたけれども、テクノロジーの進歩とともに、今までは要ると思っていたけれどもIT化などを進めていくうちに、実は要らなくなったというところも出てくるかもしれませんので、そういった議論を庁内で進めていただきたいと思います。

久保委員

私の方から2点あります。1点目は非常に簡単なことなのですが、議案説明資料等の事業費に内訳が書いてありません。他部局では一般財源や国庫補助であるという記載があるので、次回以降はぜひ記載していただければ助かります。もう1点は、市民の方の中には、相談・苦情にいられて職員を非常に長い時間拘束する方がいらっしゃいます。議会事務局でも週に一、二回、毎週のように通われる方がいらっしゃって、そのたびにずっと対応を

迫られるということがあります。一市民の要望は大事なのですが、担当者や担当管理職がそれに大変な時間を割かれますと業務自体にも支障が出てくるのではないかなと懸念しております。また、利害関係者と直接対応することになったり、決裁される方との話し合いになってくると感情的になったりして、お互い譲れない部分が出てくる中でもめごとが出てくるのかなと思っております。市民生活部には市民生活相談課がありますので、一定時間を超える、もしくは複数回にわたって度重なる同様の要望に関しては、中立とは言いませんが、できればいったん当局内の別の課で預かるというようなシステムがあると、来られた市民の方も職員も負担軽減につながるのかなと思います。もしかしたらそういった対応を既にされているのかもしれませんが、その点について現在の対応と御所見をお伺いしたいと思います。

市民生活部長 まず、別の部署でという話につきましては、既に行政苦情オンブズマンという制度を設けております。弁護士や県のOB職員、大学の先生といった方に委員になっていただいております。市民生活相談課の窓口で行政苦情オンブズマンに申し立てたいということがあ

れば受け付けて、行政苦情オンブズマンに検証していただいて、その結果を伝えるという仕事をやっています。先ほど出てきた長い間窓口で粘られる云々ということについては、最近大変多くなってきております。もちろん一般の要望を受けるのは当たり前なのですが、その要望に対してお答えした後も同じことを繰り返されるといふこと、あるいは毎日来られる、何時間も粘られるということがあります。そういった事例については、行政対象暴力として対応をるところがあって、もともとは暴力団系が対象だったのですが、今は一般住民でもクレーマー的な存在の方についても対象とすることにしています。市民生活部にも警察から来ていただいている職員がいますし、危機管理統括官も警察のOB職員ですし、庁内に弁護士もいますので、そういった方たちが集まってどう対応するのかということについて1つの取決めをつくっています。したがって、ある一定時間を過ぎても粘られるようであれば、庁舎管理規則に基づいて退去命令などを出して、それでも動かない場合は警察に通報するなどの対応を取っています。

久保委員

対応は本当に大変だろうなと思っております。

ただ、一市民からするとオンブズマンに行くようにと言われるとそれはまた心にいろいろと思うところがありますので、何よりも現場の皆さんの業務にできるだけ支障がないように、かつ市民の思いも受けとめていただきながら業務ができるように、今後さらにそういった活動をきめ細やかにやっていただきたいと思います。

村石委員 地区センターに財政援助職員という方がいらっしゃるわけですが、財政援助職員に対する補助金、助成金は年間でお幾らでしょうか。

市民生活相談課長 1 地区当たり年間185万4,850円を補助しているところでございます。

村石委員 1 地区当たり年間185万円余りということですね。実際に財政援助職員の方からお話を聞いたところ、労災保険や雇用保険に加入していなかったりするので、ぜひ加入させてほしいというような要望を伺ったことがあります。現在のところ、各地区センターの財政援助職員の中で労災保険と雇用保険に加入している数はおわかりでしょうか。

市民生活相談課長 財政援助職員につきましては、各地区の自治振興会が雇用している職員ですので、私どもは契約の細かなところまでは把握していませんところでございますが、今ほど申し上げました185万円の中に労働災害に関する費用相当のものも含んでございますので、当然ながら各地域において加入されているのではないかと考えております。

村石委員 市民生活相談課長が言われるように、当然、法律で入りなさいというようなことが言われているという解釈もできていますが、私の知っているところでは加入しているところも、加入していないところもあります。市議会議員として個人的に指摘したら、平成30年4月1日から新たに入るというところも増えてきました。何を言いたいかといいますと、市民生活相談課長が言われた内容一年間185万円余りに費用が含まれているので、保険に加入するよう周知に努めてください。最終的には雇用主と財政援助職員との契約になりますけれども、地区の雇用主に対してそのようにしてくださいと呼びかけたほうがよいと考えるのですが、どうですか。

市民生活相談課長 これまでも文書等でそういった加入について

配慮するようにという指導を促しているかとは思いますが、今御指摘の件につきましてはさらにしっかりと対応したいというふうに思います。

村石委員 最後になります。各地区によって違うかもしれませんが、地区センター所長が各地区自治振興会の事務局長を担っている地区もあるということを知っています。そういう役職を担っているということは把握はしておられるのでしょうか。

市民生活相談課長 市の職員は原則として、そういったことはできないものと思いますけれども、地域の事情でやむなく地域のほうから何とか事務局長のような仕事をしていただけないかといった御要請があれば、あくまで事務補助という形の中で対応しているところもあるというふうに思います。

松井委員 自転車の交通安全のことにに関して確認させていただきたいのですが、1カ月ほど前に小学生と高齢者の事故で9,500万円の賠償金を支払いを命ずる事例がありました。富山市における自転車と歩行者の事故件数が大体どれくらいあるのかというのは今は多分わから

ないと思います。何を言いたいのかというと、自転車利用環境整備事業で小学校3・4年生を対象に自転車交通安全教室に取り組んでおられますが、この学年では歩行者とぶつかっても大した事故にはならないことが多いのですが、小学校5・6年生になるとそれなりに力を持った状態で自転車をこいでいますので、高齢者とぶつくと重大な事故につながるおそれが高くなってきているのが最近の傾向です。ほかの市町村でも安全教室で自転車の保険に触れるところが出てきたり、また、金沢市は昨年自転車の保険について保険会社と協定を結んでおられます。それは北陸新幹線で観光客がたくさん来ていることから、観光客と金沢市民間の事故対策のためです。富山市も北陸新幹線開通効果で観光客云々というのであれば、そういった保険のことも今後考えていくことが必要ではないかと思っておりますので、その認識をお聞かせください。

生活安全交通課長

自転車保険について行政が何らかの加入促進の対応をしたのかどうかという御意見かと思っております。このことについて、今すぐにこういったことを考えておりますと申し上げられることはないのですけれども、今ほど、他市の状況や取組みについてお話がございましたの

で、そういった先進都市の状況等も研究しながら、市としてこういった対応をとるのがふさわしいのかを今後も我々も考えてまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
以上で、市民生活部所管分を終了いたします。
お諮りいたします。
本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
3月22日（木曜日）は、午前10時から委員会を開き、市民病院及び環境部所管分の議案の審査などを行います。
本日は、これをもって散会いたします。